

(事務局)

それでは定刻になりましたので、ただ今より平成 22 年度枚方市事業仕分け第 2 日目を開催いたします。まず初めに、コーディネーターの岡田様より事業仕分けについてご説明していただきます。よろしくお願いいたします。

(コーディネーター)

皆さんおはようございます。2 日目の仕分けが始まる前に、少し簡単に事業仕分けのご説明をさせていただきます。まあ重立ったものはお手元にあるかどうか分かりませんが、資料に大体載っておるんですけども、まずタイムスケジュールは大体時間通りに進めたいと思いますけども、事業によっては議論が遅延する場合、もしくは早く終わる場合、どちらかでございますので、それは議論が出尽くしたという段階で判定に入りたいと思います。その点はご了承くださいたいと思います。

あと、資料の 3 ページをご覧ください。仕分け判定区分の考え方というところがございますけども、1 番、廃止というところでございます。これは目的は正しいけれども、手段としてゼロベースに戻してもう一度考え直そうといった場合もこちらの 1 の廃止もしくは不要という言い方をしますが、こちらの項目に当たります。2 番の民間等が実施というところですが、こちらの民間等実施の項目の中の民間というのは、税の投入をやめるという完全な民営化を指します。民間委託の場合は、3 番の市が実施（要改善）というところに当たります。説明として以上を申し上げますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

それでは続きまして、本日の事業仕分けに移りたいと思います。よろしいですか。説明者の方ご準備よろしいですか。

事業番号 28、建築審査会運営事業。それでは、5 分程度ご説明よろしく申し上げます。

(説明者)

それでは建築審査会運営事業について、ご説明いたします。建設審査会とは、建築確認を初めとする建築指導事務の公正な運営を行うため、建築基準法に基づいて設置される市の附属機関でございます。建築基準法では、人口 25 万人以上の市には、建築確認に関する審査事務を行う建築主事を置かなければならず、その建築主事が置かれている市には、建築審査会を置くこととされております。なお、建築主事の置かれている市、正式には市長になりますが、これを特定行政庁といいます。本市では、昭和 47 年から特定行政庁となりましたことから、47 年から建築審査会を設置しているものでございます。

それではお手元の資料 44 ページ、事業概要説明シートに沿って順次ご説明いたします。

根拠法令は、建築基準法、建築審査会設置条例及び建築審査会議事規則でございます。

実施方法は直営でございます。

本事業の目的でございますが、建築審査会の任務が、1つ目は諮問機関としての機能で、特定行政庁が行う許可などに対して、その前段で審査会に対して同意を求める必要があり、審査会として同意をするかどうかを判断していただく、また法律の施行に関する重要事項についての調査、審議をしていただく機能があります。

2つ目として、司法的な機能でございます。特定行政庁や建築主事等の許可などの処分に不服のある者からの審査請求に対しまして、両者の主張を確認した上で判決を行うという機能でございます。

3つ目には、建築基準法の施行に関する事項について、関係行政機関に対して建議として意見や希望を申し述べる機能がございます。当課では、この建築審査会にこれらの任務を適正、公平かつ円滑に任務を遂行していただくため、事務局として審査会の適正な運営を行っているものでございます。

次に、本事業の対象でございますが、審査会自体の設置の対象となっておりますものは、前段で説明しましたとおり、建築基準法に基づく同意や審査請求に対する判決でございます。

次に、事業内容でございますが、まず1としまして建築基準法に基づく許可の前段での同意を求められた場合や、審査請求された場合の判決など、建築審査会開催の必要が生じた場合に速やかに対応できるよう、定期的な開催を行っているものでございます。ここで具体的に同意を求められる案件としましては、建築物の接道義務に対する特例許可や、限られた範囲を超える建築物の日影に対する許可に対する同意など、特例的な措置を行う場合の許可に対する同意となっております。

次に、2としまして行政機関に対する建議についての審議や取りまとめなどを行っている全国建築審査会協議会に参画していることや、近隣市との意見交換、研究などを行い、公平かつ円滑な事務処理などを行うために、大阪府内の協議会に参画しているものです。

次に、事業の必要性でございますが、建築審査会自体は、建築基準法に基づき設置することが義務付けられているものでございます。また、全国や大阪府内の組織に参画していることは、先ほど説明しましたとおり、建議の取りまとめ、意見交換、情報収集のために必要なものでございます。

事業のコスト、事業費の内訳、シート2枚目の活動実績、単位当たりのコストにつきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

成果目標につきましては、法に基づき設置された審査会の運営事業でございますので、数値的な目標ではございませんが、効率化を図るために審議していただく案件の中の許可に対する同意を求める案件に対しましては、個々の案件すべてについて審議していただくものではなく、一定の基準に合致したものについて許可したことを後日報告する、という形を取っており、事務処理の円滑化、効率化に努めているものでございます。ま

た、議案書や参考資料を事前に配布し、説明を行うなど、当日の審査会の進行が円滑に行えるように努めております。自己評価といたしましては、適正に行っていると評価しております。今後の事業の方向性としましては、建築基準法の改正等がない限り、続けていかなければならないものでございます。なお、本事業の説明につきましては、次ページ以降の補足説明資料に各年度の建築審査会の開催回数、取り扱い件数、全国建築審査会協議会、大阪府内建築審査会協議会の概要などを記載し、添付しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。以上で説明を終わります。

(コーディネーター)

はい、ありがとうございます。それでは、議論に移る前に、ちょっと私から1点お伺いしたいのですが、開発調整課さんは、普段これ以外にどういう業務をされてるんですか。

(説明者)

これ以外には、窓口での、建築物を建築する場合、あるいは建築物の取り引きをされる場合に当たっての、接道の取り扱いであるとか、用途地域であるとか、そういった調査に来られる方の対応、あるいは建築確認そのものを出すに当たっての事前協議の窓口、プラス開発行為、これは都市計画法に基づくものなんですが、開発行為に基づいた開発許可などを行う場合の事前協議、こういったものを担当しております。それと、中高層協議といいまして、3階以上の共同住宅なんかを建てる場合の協議をしております。協議の目的は、どちらかといいますと、近隣の方へその計画内容を早く知らせていただいて、説明していただくということを目的としております。

(コーディネーター)

その業務の中で、今回、この事業仕分けに建築審査会の運営事業を挙げられたということは、一番これで議論をして、こう改善ができたとか、外部の人の意見を聞きたいとか、市民の方々の意見を聞きたいってことでこの事業を選ばれたんですよね。その辺の理由がもしあれば、お聞かせいただけますか。

(説明者)

どちらかといいますと、我々は受け身側の立場で事務処理をしているパターンが結構多いでございます。その中でどれを選ぶかということになったんですけども、開発の協議、あるいは建築に関する協議、これは相手さんが協議に来られたときに対応していくという状況になりますので、事業仕分けに乗っけるような内容ではないのではないかと。で、かといって、この建築審査会そのものがどうかといいますと、法律に基づいて設置する審査会、それに基づいて審議をしていただくというもので、これも廃止すること

はあり得ないということなんですけども、その運用の仕方など、やはり協議会に参画して、負担金も出しておりますので、こちらの方がまだ好ましいのかなというので選んだという状況でございます。

(コーディネーター)

はい、わかりました。それでは議論の方に移りたいと思います。質問のある方いらっしゃいますか。

(仕分け人)

事業選定のところで、もうひとつ確認したいのが、建築基準法第 78 条を拝見しますと、この法律の施行に関する重要事項を調査、審議するために建築主事を置く市町村及び都道府県に建築審査会を置くということで、法定必置にして必ず置かなければならないと。それが、例えばですけど、府とか広域で行えるような解釈ってできるんですか。

(説明者)

許認可そのものが、まず、特定行政庁、我々枚方市にございますので、その前段での同意ということになりますので、やはり枚方市でしか。

(仕分け人)

枚方市でしかできないと。

(説明者)

補足ですけれども、これはもう法律で決まってるんで、法改正しなければ都道府県ということではできないですけど、ただ、人口規模が非常に少ない、例えば 10 万人以下の市町村であれば、それは都道府県が受け持って、建築審査会を設置すると。建築確認も都道府県が行うという仕組みになっています。

(仕分け人)

傍聴される方も、意外とこういう分野って、私も門外漢で詳しくないんですが、今の説明を聞いていますと、こちらでは主に開発関係、開発調整課ということですから、建築確認てものは別に指導課で行われてるわけでしょう。で、通常の建築確認なり開発行政の中で例外的にこちらの許可をしなければならない案件について、こちらの審査会を使うということですよ。

(説明者)

はい、そうです。

(仕分け人)

その条件だとか、色々こういくつか事例がございましたけども、具体的にどういうケースがこの審査会にかけなければならない案件だとか、もうちょっと具体的に事例としてご説明いただければと。

(説明者)

難しい説明になるかわからないですけども、建物を建てる場合、道路がないと建てられないという基準がございます。で、その道路を建物を建てるための道路と見るのかどうかというところで、見かけは道路だけでも、実際には道路としての位置付けではないといった、いわゆる専用通路的なものなどがございます。そういった物件に関しまして、建て替えをされる場合に、実際に道路がないという状況で建て替えができない、そういったケースが多々ございます。これは、過去昭和 40 年から 50 年にかけて、長屋住宅の建設が結構ございました。ところが現場では、この長屋住宅につきましては、個々に戸建てという形で建築されてると、そういったケースがございます。そういった建物を市民の方が購入されて住まわれておると、将来 30 年 40 年たったところで、さあ建て替えをしようと思ったら道路がない。じゃあどうするんだという形で、いわゆる救済措置的なもので、その通路について特例許可という形で、43 条但し書き許可という法律の位置付けがございますけども、これに基づいた許可をしていると。その前段で、審査会の方々に交通上、安全上、防火上、衛生上問題ないのかどうかということを判断していただいて、特定行政庁の方で許可をすると、例えばこういった案件がございます。

(仕分け人)

長屋住宅のような、いわゆるかつての高度成長時代にばたばたと開発された案件というのはそういう問題を持ってたり、道路なんか通路なんかわからないような案件があったりってなことはわかるんですが、比較的整然と街ができてるような自治体といいますか、そういうところでも、この建築審査会に諮らなければならない案件というのは、しばしば出てくるものなのではないでしょうか。

(説明者)

先ほど道路の説明をしましたけれども、日影規制というものがあります。高い建物については、隣の敷地に対して日影の規定があって、何時間以上日影になってはならないという規定ができたんです。これは昭和 52 年にできました。それ以前の建物は日影規定がなかったので、例えば増築をしたいということになれば、例外許可を受けなければならない、という場合とか、それから、48 条規定といいまして、それぞれ地域地域で建てられる用途というのが決まってくるんです。例えば、住宅街に工場なんかできると

非常にまちづくりとしてまずいので、そういうふう地域地域で建築物の用途規制というのもありまして、ただ、それも例外規定で、特定行政庁が認めて、建築審査会が認めれば建てることできるというような、そういう色々な場合があります。それから、行政不服審査というのが出てきます。例えば、子どもの方の例では違反建築があります。用途地域上できないところに工場ができる。これに撤去命令を出します。命令って行政としては非常に重たい処分なんです。そうすると、この命令に対してこの命令は不服だということで審査会に審査請求をされる。それと、共同住宅のところにプラネタリウムみたいな訳のわからないものを造ったりとか、これも風で飛んでは、えらい迷惑がかかります。これも撤去命令を出します。これについては建築物ではないんじゃないかというふうな不服審査が出てたりとか、整然とした街並みなんですけれども実は色々な問題が出てきますので、こういった専門分野、あるいは広い分野の方のご意見を聞く機会が必要であると考えています。

(仕分け人)

この審査会のメンバーの皆さんは、その専門家ではなくて、むしろ色々な分野の有識者ということでよろしいですね。それを実際運営するときに、当然例外規定ですから、例外規定の処理一つ一つについては、例えば国の法令では明確にないわけでしょう。個々の運用ですよ。それについては、具体的に枚方市さんでは条例なり何なりで、明確な、ある程度こういう場合ではこうするというような運用規程なりみたいなもの持ってらっしゃるんですよ。

(説明者)

はい、持っております。

(仕分け人)

それは具体的にどういう制度ですか、例えばまちづくり条例とか、昔は色々こう、個別のあれを条例化したりしてるんですが、そちらはどういう運用ですか。

(説明者)

これは、特定行政庁で持っているんですけども、許可という形で持ってます。条例ではございません。

(仕分け人)

人件費を見ますと、正職員1人、非常勤職員等7人で算定されてるのがあります。これは、審査会の委員の方々という理解でよろしいですか。

(説明者)

はい、そうでございます。

(仕分け人)

これは、建築審査会の開催回数、お払いになってる、これ、謝金って形でお支払いになってるといことになりますか。

(説明者)

条例に基づいた報酬という形です。

(仕分け人)

そうなんです、ちょっと開催回数と金額のばらつきが、かなり年度によってばらつきがあるので、どういった形で報酬を決めてらっしゃるのかなと気になったんですけども。

(説明者)

審査会委員は7名でございますけども、出席されない場合もございますので、まずそのときどきによって、非常勤職員の人件費はばらついております。

それと、この中で行政の代表で大阪府の職員が1名従事して入っておりますので、その方は報酬がございません。

(仕分け人)

府の職員さんの方には報酬がないということは、府の職員の方が1名入ってらっしゃる。7人の中に含まれてる。

(説明者)

21年度までは2名入っております。

(仕分け人)

なるほど、その人数が変わってるってことですね。

(説明者)

はい、今年度からは1名でございます。

(仕分け人)

行政 1 人というのが。

(説明者)

はい。

(仕分け人)

開催回数と取り扱い件数を拝見したときに、正職員の従事職員数が平成 20 年度からずっと 1.1 人工で推移してますけれども、これ、具体的に何をされてるんですかね。

(説明者)

開催回数、20 年度では 3、21 年度では 4 となっておりますけど、これは実際に開催した数ですけど、開催に当たっての議案書の作成であるとか、日程調整、会場準備、議事録作成、審査会を開催するにはそういったことがありまして、それ以外の業務として、大阪府との連絡調整であるとか、全国協議会とか、あるいは 2 年に 1 度の委員の選任事務、そういったその他の業務が多々ございますので、この表でいきますと、審査会の回数だけで、ちょっとデータの的にどうかなというのはあるんですけども、現在の業務としましては、一年中通して、色んな業務があるという状況でございます。

(仕分け人)

ちなみにその 1.1 人の中には、不服申し立てに対する対応ってのも当然入ってるんですよね。

(説明者)

はい、入っております。

(仕分け人)

この不服申し立ては、20 年度から何回ぐらいありますか。

(説明者)

20 年度以降はございませんでした。

(仕分け人)

じゃあ、一応名目上入ってるけども、申し立ては出てきてないと。

(説明者)

はい。



(仕分け人)

ということは、出てきた年ってというのは、決算数値では人数上、上がっていくことになるんですか。

(説明者)

ちょっと今データはございませんけども、18年に一度審査請求がございました。そのときの人数は、おそらく上がってるか、もしくは時間外での対応ということもございますし、一般的な審査会業務として、当課の事務をそれぞれを振り分けた中で、概ね1.1人という人数配置で、審査会業務を回していくという考えで進めております。

(仕分け人)

年度を通してずっと開催をしているということなんですけど、成果目標のところ、先ほど設定は難しいというようなお話あったんですが、私、この建築審査会っていうのは2つ重視しなきゃいけない点があると思ってます。1つ目は、当然建築物ですので、市民の安全、安心ということで、しっかり審査をする。もう一つは、開発業者に対して素早い対応、反応するというので、必ず行政手続法という法律がございます、その中で標準処理期間と、申請を受けてから何日で回答しますよという明確な基準を示さなきゃいけない。その申請があってから、事業者に対して結果を出すまでの努力というか、その状況というのはどうなってますか。

(説明者)

まず処分庁である開発審査課に対して、許可申請がございます。それに対して事務局である我々の方に審査会開催の依頼がございます。で、開催に当たっては準備期間がございますので、近々に物件が出てくる可能性があるのかどうかというのを事前に聞き取りをいたしまして、予定案件に合うような形で審議をいただけるような準備は、我々事務局の方ではしているということでございます。

(仕分け人)

目標としては、どれくらいで申請があってから回答出したいっていうのは示されてるんですか。

(説明者)

1か月前に通知をくださいというようなお願いはしております。

(仕分け人)

それは守られていらっしやると。

(説明者)

おおむね守られております。

審査会の案件についてお聞きになってるのか、建築確認とか開発許可についてお聞きになっているのか。

(仕分け人)

審査会の案件です。

(仕分け人)

また数字の話で恐縮ですけども、直接経費のところですけども、これが主な内訳ってことで、負担金はいただけてますけど、その他に、これ全部負担金だけではないですよ。他のところは何に使ってるかっていうところをお聞きしたい。

(説明者)

この直接経費には、44 ページ最下段の負担金、プラス旅費、全国建築審査会協議会などに出席した場合の旅費、これは宿泊費、日当、交通費などがございます。これらをすべて総括したものが、直接経費として上がっております。

(仕分け人)

これ、年に何回ぐらいとかっていうのは。で、何名行ってらっしやるっていうのは。

(説明者)

全国建築審査会協議会は年に1回。で、事務局と会長の2名が出席しております。

(コーディネーター)

よろしいですか。じゃあ古谷さんよろしくお願いします。

(仕分け人)

非常に細かいところなんですけど、この全国建築審査会協議会負担金、全国建築審査会長会議出席負担金、この2つ、高いということもあるんですけど、一般的にはこんなに高く取らないんですけど、それと、こういったことについて、これでいいということなんでしょうか。少しこれは何とか安くせいと。大阪府は、2万1,000円を1万5,000円に下げられるということがあるんですけども、ここのところはどのように考えておられますか。

(説明者)

全国建設審査会協議会、これは20年度までは5万円でしたが、で、21年度から4万8,000円に引き下げられたということでございます。

(仕分け人)

それで、この2つはとも出席負担金というのはよくわからないんですけど、要は、出張費で1万円ですよ、まあいわゆる税金ですけどね、それで出張とされるわけですけど、それで出張して、向こう行ってさらに2万7,000円も払うというのは、これは何か特別パーティーとかやられるんですか、そういう費用ですか。

(説明者)

いえ、あの全国建築審査会協議会の負担金4万8,000円、そこから会長会議にいくらか支出をしているんですけども、それでは不足の分がございまして、その分を当日の会長会議出席者に負担をしていただくという。

(仕分け人)

だから、2万7,000円というものが、会議っていうのはそんなにお金かかるわけじゃないですけども、どうしてこれだけの費用がかかるのでしょうか。

(説明者)

この2万7,000円の内訳でございますけども、2人分で2万7,000円、1人当たり1万3,500円。1万3,500円の内訳として、会議出席費用が6,000円、それと、視察研修費として7,500円が出ております。

(仕分け人)

これは、必ずしも参加っていいですか、しなければならぬということじゃないですよ。不参加の団体もありますね。これだけの負担を払うのであれば、じゃあやめようかという、極端な話ですけどね、そういう理屈にはならないですか。

(説明者)

全国審査会の内容でございますけども、全国の建築行政の動向であるとか、国からの近況報告、あるいは全国で起こっている諸問題、特に審査請求というのがございます。こういった事例紹介もございまして、それに対する意見交換などをしております。これにつきましては大変有意義な生の声が聞ける。その中で生での発言ができる。と、そう

いった意見交換ができますので、大変有意義なものとして認識しておりますので、これは出席するべきものと、我々は認識しております。

(仕分け人)

確かに、一般的に見て高いか安いかといいますと、高いなという感じを受けるんですよ。

そういう意味では、もう少し何とかなるのかなという気がしないでもないんです。これも税金ですからね、出てるのは。

そこはなんといいいますか、数字をそのまま飲んで、ああそうですかというんじゃなくて、もっとこう下げられる努力、あるいは工夫もあるのかなという感じがしますね。そこはどうか。

(説明者)

会議をやりっ放し、出っ放しじゃなくて、最終的にこういった形で、製本した形で全部報告書をまとめられます。で、これ全国で100件毎年不服審査請求が出てくるんですね。こういった例をきっちりまとめられるんで、ものすごく私どもは資料として重宝してるんです。

(仕分け人)

資料を作るとしても、そんな何万円とかかる、これ全部合わせて2,000万円くらいじゃないですかね、全部まとめると。

(説明者)

1,500万円です。

(仕分け人)

1,500万円ですか。だからそんなにかかるもんじゃないんですよ。だから会費そのものが

何か搾取してるのかって気がしないでもないんです。そこはちょっとそれでいいのかどうかご検討いただいて、言うべきことは言ってほしい気はしますね。

(仕分け人)

関連してお聞きしたいことの確認ですが、この協議会っていうのは特定の団体なんですか、公益法人とか。そういう団体じゃないんですよ。全国建築審査会協議会というのはどういう人たちなのか、そこからちょっと。まず一番上の建築審査会協議会。

(説明者)

建築審査会協議会は、特定行政庁に建築審査会があります。その建築審査会の会長の集まった協議会でございます。

(仕分け人)

それはわかるんですよ。だから、別途事務局があって専属のスタッフがいるような、そういう組織なのか、それともどこか特定行政庁が持ち回りで事務局やってるような組織なのかということを知りたいです。

(説明者)

専属のスタッフはおりません。で、事務局につきましては、この全国審査会協議会の会長の属する特定行政庁が事務局をするという状況で、現在、京都市の審査会の会長が全国の会長でございますので、京都市の建築指導課に事務局がございます。

(仕分け人)

ということは、そこで別途事務経費だとかいわゆる人件費だとかを負担を必要とするような組織ではないという認識でよろしいですね。

(説明者)

当然、我々と同じように一般事務の中ではそういった業務をされていると思いますが。

(仕分け人)

実際に皆さん方が負担されてるものがどう使われてるかっていうことは、当然確認されてるわけでしょう。だから、そういう持ち回りで、会長都市が事務局をやる場合に、その経費っていうのはどういうふうに使われてるかってことはご存知ですよ。それをどういうふうに使われてるのか少し教えてください。

(説明者)

全国建築審査協議会の総会をしております。その中で会計報告、収支決算報告がございます。具体的には運営事務費としまして、消耗品、通信運搬費、交通費、印刷製本費などこういったものがございます。あるいは、全国会議の費用というのがこの中にございます。

(仕分け人)

ということは、特定の組織があって、特定の職員さんによってそこに人件費がかかっていうことではなくて、この協議会全体を回していくために必要な経費だということ

ですから、そうすると、この協議会の中でその負担額を含めて皆さん方が一緒に決めることができるという理解でよろしいですかね。

(説明者)

そうです。

(仕分け人)

先ほどこちらの全国建築審査会協議会に出ると、不服申し立ての事例集として 100 件のものがもらえるということだったんですけども、先ほど、枚方市では平成 18 年以降不服申し立てが 1 件もないということであれば、別に毎年そんなにあるものでないんなら、わざわざ参加して情報取りに行く必要ないんじゃないかという考え方があると思うんですけど、その辺はいかがなんでしょう。

(説明者)

不服申し立て審査請求というのはいつ起こるかわからない。直近でも、この物件については審査請求の可能性がありますという物件は結構ございます。で、やはりその物件を処理していく中でこういったトラブルがあるのか、そういったことで、やはり何も無いスムーズな状態で進んでいるのにいきなり不服申し立てが出るというのはあまりないんですけども、結構こういった物件につきまちは常時その近隣とのトラブルというのがございます。その中で、実際に不服申し立てに発展するかどうかというのはこれはもうわからない。ただ、可能性のある物件は多々ございます。結果的に 19 年度以降なかったという状況でございます。

(コーディネーター)

そろそろ評価シートの記入をお願いします。

(説明者)

18 年度の不服申し立てですけども、戸建て地区の中に地上 24 階建てのマンションを建設されたんですね。非常にこれ、住民の方が住環境を害されるということで不服申し立てされたんですけど、訴訟に発展したんです。大阪地裁、大阪高裁まで、2 審まで行ったんです。この場合は必ず前置主義と言いまして、審査会に裁定をもらわなければならない。で、審査会の裁定というのが非常に大きな重みを含んでるんですね、どんな場合でもそうなんですけど、この不服申し立ての場合についての審査会の裁定というのは非常に重たい意味を持っていますので、色んな事例を研究した中で公正、公平な判断が非常に重要であると。

(仕分け人)

つまり、いじわるな言い方をして失礼なんですけど、私も不服申し立てというのは、もちろん日々の行政の中で受けたことがあります。で、そのときに絶対皆さんもされると思うんですけども、こういった事例があったからって県なり国なり隣の自治体なりに、必ず相談すると思うんですよ。うちでこんなことが起きてるんですけどどうしたらいいでしょうかと。

そういった中でも情報は取っていけると思うんですね。だから、わざわざこの協議会にお金を出して、情報を取る、それが不服申し立てだっていうのであれば、別に毎年行かなくてもいいんじゃないか、とか思ってしまうんですね。

(説明者)

不服申し立てがあった場合だけではなく、建築基準法の運用全般について、どういったことでもめているのか、どういったことで不服申し立てされているのか、ということの研究することによって、この難解な建築基準法の運用というものを適正に運用していく上においても、非常に役立つというふうに思っております。

(仕分け人)

今議論になってます全国建築審査会協議会なんですが、これそもそもは旧建設省の主導でできた団体でしょうか。もう一点、今も国交省の方はその会に来られるんでしょうか。

(説明者)

もともとの発足経過はちょっとわかりませんが、昭和 39 年からというふうに聞いております。で、国交省の方は当然会員には入っておられませんけども、会長会議には必ず出席していただいております。その中で、国の直近の状況、動き、どういった動きを今されているのか、どういったことが問題になっておるのかということその場で報告をしていただいているというのが会議、あるいは協議会での状況となっております。プラス補足なんですけども、今年度の全国協議会、これのテーマが我々直近で抱えている問題の一つがテーマになっておりますので、今年は、これに必ず出席をして情報収集をしていきたいと認識しております。

(説明者)

国も、地方の現場の声を聞きたいんです、現状どうなってるのか、どういう運用をされてるのかということをもっと吸い上げて、また国からもそれを整理して下ろしてくると。相互関係の上においてはこれ非常に役割を果たしておるんです。

(仕分け人)

最後になってしまうかもしれないんですけど、全国建築審査会協議会と大阪府内の建築審査会協議会のこのどちらか一方に出るとしたら、どちらの方がメインとなるんでしょう。

(説明者)

甲乙付けがたいです。全国は全国で必要なものと認識しておりますし、大阪府の協議会は協議会で近隣市、特にこれは実際の我々業務で運用する中で、一定府下統一した考え方を持つというのもやはり必要ですので、府内協議会への参画、これも必ず必要であると認識しております。

(仕分け人)

これは完全に違うということですね。

(説明者)

はい。

(仕分け人)

その参加が必要なんだというのは一応理解するとしてですよ、先ほど私の質問で、これは持ち回りの事務局であるということですね。そこの事務局の人件費がかかってないんだと。とは言え、結局 400 数十団体入ってて、まあ 4 万 8,000 円というのは自治体の規模によって違うんですか、大体平均。

(説明者)

これ三種類ございまして、政令指定都市、あるいは政令指定都市の属する都道府県、これは 6 万 8,000 円でございます。

(仕分け人)

仮に平均して 5 万円だとすると、まあ 2,000 万円以上でしょ。一つ一つの金額が 4 万 8,000 円だからあまり細かいこと言いたくないんだけど、それにしても持ち回り事務局で年何回どういった活動をやってるのかってことを聞くと具体的に検証しないといけないんですが、まあ会長会議についてはまた別の負担金を出すという形でやってて、こちらのその他諸々の経費で 2,000 万円というのはどうもよくわからないんですよ、なんでそんなにお金がかかるのか。

例えば、講師謝金なんていくら払ってるのかなんて、そういうのは皆さんご存知なんですか。



そういう話を、結局持ち回りでやってるんだから、皆さん方で協議しながら運営されてるわけでしょう。誰が決めてるっていったって、それこそ国交省の職員さんが決めるわけじゃないでしょう。実際に皆さんが集まってこういう組織、運営されてるんですよ。

そういう議論っていうのはどっかにお任せなんですか。

(説明者)

443のうち428の特定行政庁が参加しております。全国、北海道から沖縄までこれを10個のブロックに分割した形で、ブロックごとの活動というのを当然しております、それに対する費用も当然使われております。ですから、協議会そのもので使っているというのではなく、各ブロックの活動分プラス、そのブロックの代表者が集まった世話人会というのがございまして、その世話人会の中でこういったもの、収支の取り扱いだとか、世話人会の中で一定議論した中で決めておられます。

(仕分け人)

それにしたって、400いくつの団体が、まあブロックとして、また世話人会みたいなところで決めておられるわけですから。皆さん方が実際に、仮にこれは2,000万円、どうしてかかるのっていうのも含めて、この中身を検証するっていうことは、これ当然お金出してるんだから、金額の多少にかかわらず、これ必要なわけですよ。そうじゃないと、ずっと前例踏襲で、場合によっては、今こういう公的な案件について、何かお話しする場合にこうした金額は微々たるものですよ。そういうことがずっと前例踏襲で高い講師謝金を払ったみたいなことになると、余分な経費がかかるわけですよ。だから、そういう意見っていうのはどういうふうに集約されてるのかということをお聞きしたいんですよ。要は必要は必要だということはわかりましたけど、具体的にどういうふうに使われてるのかっていう検証というのをこの参加自治体がやっていかないと、ずっとそのまま前例踏襲、だから、組織の小さい大阪府内の建築審査会は、2万1,000円から1万5,000円に下げられたけれども、こちらの方は下がってないという状況なんですよ。

だから、それについては今アプローチされてないっていうことなんですね。そういう問題意識は。

(説明者)

会計報告を見る限りでは、無駄な出費はないというふうに我々判断しておりますので、2,000万円、正式には1,500万円。これもう一つの6万8,000円以外に、残り130いくつかの団体については9,000円という会費でございます。全国になるとなかなか言える機会がない。

(仕分け人)

それ、そのすごい立派な冊子になって紙ベースで配られますけど、こんなものは大体データで送ってくれりゃ、もうお金かからないじゃないですか。

(仕分け人)

会員ページみたいな、ホームページ上に載っけてもらって、いつでも見れるように、データベース化してもらって、そうすれば、冊子だとの担当者の方しか見れないですけども、そうじゃなくて、担当者じゃなくても、関係する建築関係のことをやらなきゃいけない部署の方がすぐ見られる、そういった共有の仕方もありますし。

すいません、1点お伺いしたいんですがよろしいですか。ちょっと違う話になっちゃうんですけど、これって場所、今京都市の方が会長をされているということなんですか。でも、全国の協議会ってどこでやられるんですか。

(説明者)

これは各ブロックの持ち回りとなっています。

(仕分け人)

持ち回り、京都でやられるってことですか。

(説明者)

いえ、会長は京都で事務局も京都ですけども、今年度は例えば横浜で開催される予定です。関東ブロックとか近畿ブロックとか中国ブロックとか九州ブロックとか、色んなブロックがございますんで、開催は毎年ブロックごとに持ち回っていくと。

(仕分け人)

その会長が所属してるブロックではないブロックで開催されると。

(説明者)

開催そのものはそうです。

(仕分け人)

だから、昨年度の旅費が1人当たり5万円ぐらい、旅費、宿泊費、日当にかかってますよね。京都で開催されるわけではなくて、関東とかそういう別のところで開催されるからってことなんですよ。それもちっと非効率に。

(説明者)

近畿では大津で開催されたこともございますので、そのときは交通費はすごく安かった

(仕分け人)

その辺の運営もちょっと、あれ。というところですね。

(説明者)

私らは、そこが例えば大津は近いですけど、全国組織ですので、例えば大津でやれば私たちは近いけれども、北海道や東北の方は遠いということになります。

(仕分け人)

当然そうですけども、運営する事務局が人を多分もっと出しますよね、全国から集まってくるのと、事務局の京都の人が例えば5人とか、多ければ10人とか、事務局員を皆横浜とかに派遣するとなったら、そこでもまた費用がふくらみますから、そういうことも意見されてもいいのかなと、ちょっと思います。

(仕分け人)

今、たまたま全国建築審査会協議会の話になってるんですが、色んな課や室で、全国レベルの協議会に参加してると思います。必要性はよくわかります。参加して色んな情報を得るという状況もわかります。ただ、一番私自身問題に思うのは例えば今京都市が持ってましたら、その内容については京都市の監査から漏れますよね、どうしても前例主義で総会で、決算回りましても、その中身については意外とどこも細かい辺まではものを申しにくいということか、この建築審査会だけでなくであろうかと思います。多分皆さんそういったことをおっしゃってるのかと思います。

(コーディネーター)

それでは評価の方に移りたいと思います。

事業番号 28、建築審査会運営事業について、評価したいと思います。1番不要(0人)、2番 民間(0人)、2番 国・府・広域(0人)、3番枚方市・要改善(5人)、4番枚方市・現行通(1人)。それでは班の結論としては、枚方市・要改善としたいと思います。

評価について、ご意見を伺いたいと思います。では、現行通とお答えになった立溝さん、お願いします。

(仕分け人)

お金のことは色々あるかと思うんですけども、すごく使命を持ってというのは何か変な言い方かも知れないですけど、すごく有意義に活用されてるよう感じましたので、このままがいいんじゃないかなと感じました。

(コーディネーター)

では枚方市要改善で挙げられた方に。

(仕分け人)

1.1人工というのは、これちょっとかかりすぎじゃないかなというのが今のお話を通じ

てわかりましたので、もう少し業務の効率化をしていただいて、この正規職員の人工を減らしていただく。あと、成果目標のところ、具体的に、開発事業者の立場に立った目標の設定もあるんじゃないかということと、あと、会費を減らす努力ですね。こちら、ぜひおっしゃっていただければと思います。

(コーディネーター)

それでは、先ほど冒頭に説明者の方、こんなにうちの部署は事業仕分けに上げるような事業ないよとおっしゃったんですけども、これ、8分延長したんですね。

私最初5分で終わるかなと思ったんですけど、なので自分たちが見てる面と、違う角度から見ると全然違うと思いますので、ぜひそのことだけはお忘れにならずに次の業務に頑張ってくださいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、ありがとうございました。